○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町丸茂四四〇、四四〇の一、四四一の一、四四一の二、四四二、四四四、四四四の一、四四六、四四八、四五〇から四五八まで、四五一の一から四五一の三まで、四五二の一、四五四の一、四六〇の二、四六〇の三、四六二から四六五まで、四六四の一、四六五の一、四六五の二、二七七二から二七七五まで、二七七三の一、二七七五の一から二七七五の三まで、二七七七、二七八二から二七八八まで、二七八三の一から二七八三の四まで、二七八四の一、二七八五の一、二七八五の二、二七八六の一、二七八七の一、二七八八の一、二七八八の二、三六二一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町蓬原字小松一三九三・一三九五の二・一三九八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三九八の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡小国町大字沼沢字永井道一四八七の一、一四八七の二、一四八八の一、一四八八の二、一四八九の一から一四八九の五まで、一四九三の一、一四九三の二、一五一五の一から一五一五の六まで、一五一六の一から一五一六の五まで、一五一七の一から一五一七の三まで、一五一八の一から一五一八の三まで、一五二〇の一から一五二〇の四まで、一五二五の一から一五二五の八まで、一五二九の一から一五二九の四まで、一五三一の一から一五三一の三まで、一五三七の一、一五三七の二、一五四一の一、一五四一の二、一五六三の二、一五六五の一から一五六五の三まで、一五六六の一、一五六六の二、一五六七の一、一五六七の二、一五六八の一、一五六八の二、一五六九の一から一五六九の三まで、一五七〇の一、一五七〇の二、一五七一の一、一五七一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字見附川入二八五二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町松ケ谷七二字尾山平四八から五一まで、五二の一、五三、六一、六二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松ケ谷七二字尾山平六一・六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県鳴門市大麻町桧字蔭ケ谷一の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市矢熊字株木山六三二の五・六三三の二・六三三八の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）